

北見商工会議所所報「商い情報交流便」運用規定

1. このサービスは、北見商工会議所会員企業の発展に資することを目的とする。
よって、北見商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。
ただし、官公庁に関してはこの限りではない。
2. このサービスは、北見商工会議所所報（年6回 奇数月発行）に会員企業の販売促進等のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、及び、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 5) その他、当該サービス運用上適当と認められること。
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、申込企業数が揃わない等やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について北見商工会議所は一切の責任を負わない。
6. 広告掲載料金等については、別途定める料金体系とし、当該書類を同封した所報発刊月の末日【6回（年間）契約・2回分納の場合は初回発刊月（5月）末日、11月末日】までに納入すること。また、割引料金契約を結んだ場合、途中で契約を破棄することはできない。
7. 北見商工会議所所報に同封する書類は、原則として、B5判、A4判のチラシ及びパンフレットとし、B4、A3等の場合は、当該書類を規定の大きさ以下に折りたたんだうえで、納品する。
8. 北見商工会議所所報に同封する書類は、各自で必要部数（1,700部）用意し、発刊月の前月末日までに北見商工会議所に納品する。ただし、諸事情を考慮し、B5判、A4判チラシに限り当方で印刷等の事務処理業務を申し受けることができる。この場合、別途実費相当分を申し受ける。
9. この運用規定に同意した場合、下記に押印し、発刊月（初回）の前月末日までに担当課へ郵送すること。また、原則として初回に提出された当契約は、次回以降も適用する。よって、本書類提出は初回のみとする。ただし、必要がある場合についてはこの限りではない。

上記運用規定に同意し、当該サービスに申し込みます。

年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____



北見商工会議所所報「商い情報交流便」運用規定

1. このサービスは、北見商工会議所会員企業の発展に資することを目的とする。
よって、北見商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。
ただし、官公庁に関してはこの限りではない。
2. このサービスは、北見商工会議所所報（年6回 奇数月発行）に会員企業の販売等促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、及び、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 5) その他、当該サービス運用上適当と認められること。
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、申込企業数が揃わない等やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について北見商工会議所は一切の責任を負わない。
6. 広告掲載料金等については、別途定める料金体系とし、当該書類を同封した所報発刊月の末日【6回（年間）契約・2回分納の場合は初回発刊月（5月）末日、11月末日】までに納入すること。また、割引料金契約を結んだ場合、途中で契約を破棄することはできない。
7. 北見商工会議所所報に同封する書類は、原則として、B5判、A4判のチラシ及びパンフレットとし、B4、A3等の場合は、当該書類を規定の大きさ以下に折りたたんだうえで、納品する。
8. 北見商工会議所所報に同封する書類は、各自で必要部数（1,700部）用意し、発刊月の前月末日までに北見商工会議所に納品する。ただし、諸事情を考慮し、B5判、A4判チラシに限り当方で印刷等の事務処理業務を申し受けることができる。この場合、別途実費相当分を申し受ける。
9. この運用規定に同意した場合、下記に押印し、発刊月（初回）の前月末日までに担当課へ郵送すること。また、原則として初回に提出された当契約は、次回以降も適用する。よって、本書類提出は初回のみとする。ただし、必要がある場合についてはこの限りではない。